



正しいごみの分け方・出し方について

笠間市では、令和5年4月1日から、ごみ処理施設を「笠間市環境センター」に統一することに伴い、ごみの分別区分と収集体制を見直しました。

改めてごみの分別区分や収集日などを確認し、正しいごみの排出やごみの減量化、資源化にご協力ください。

●正しいごみの分別区分や収集日の確認には、「ごみ処理ハンドブック」をご活用ください



「ごみ処理ハンドブック」は、本所、各支所などで無料で配布しています。また、笠間市ホームページからも確認いただけます。

可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、有害ごみ、粗大ごみの正しい分け方・出し方、市で収集・処分できないごみや各地区ごとの収集日について紹介しています。



詳しくはこちら

「ごみ処理ハンドブック」は、笠間地区・友部地区・岩間地区の3地区共通版となります。

●集積所を適切にご利用ください

ごみを集積所に出す際は、収集日当日の朝8時までに出してください。

動物や風などによるごみの散乱防止や、生ごみなどによる臭気を抑えるために、収集日以外には出さないようご協力をお願いします。

集積所は地域の協力によって管理されています。通りすがりの集積所へポイ捨てや不法投棄をしないでください。

集積所を使用する場合は、区長など管理者の承諾を得てから使用してください。

●動物などによるごみの散乱防止に効果的な、ごみ集積ボックスの設置または既存ごみ集積ボックスの改築費用の一部を補助しています

・補助額

設置費用などの3分の2以内（100円未満切り捨て）

限度額：100,000円

・申請方法

購入・改築前の事前申請とし、資源循環課・各支所地域課窓口にて申請書類を用意しています。

※予算に限りがありますので、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。▶



ごみ集積ボックス
について